手数料の支払い手続きについて

① 案内するリンクをクリックすると、以下案内が示されますので、メールアドレスを入力し、送信ボタンを押してください。入力したアドレスに、オンライン納付に必要なフォームのリンクが届きます。

※メールが届かない場合は、受信設定を確認し、URL リンクを受信できるアドレスを入力の上、再送信をお願いします。

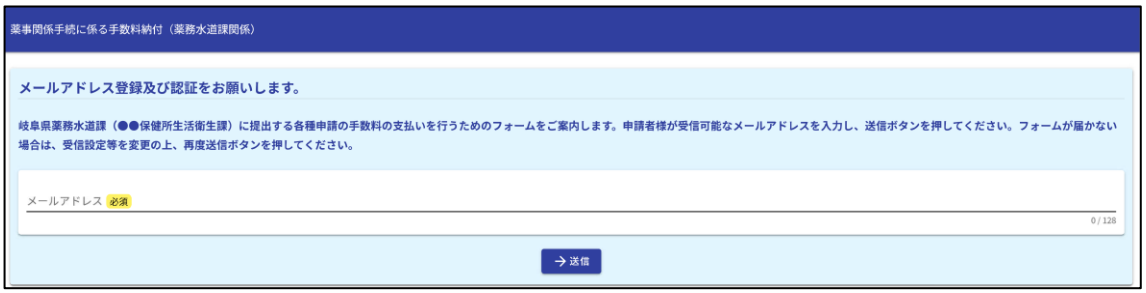

② 届いたメール内の URL からフォームにアクセスしてください。

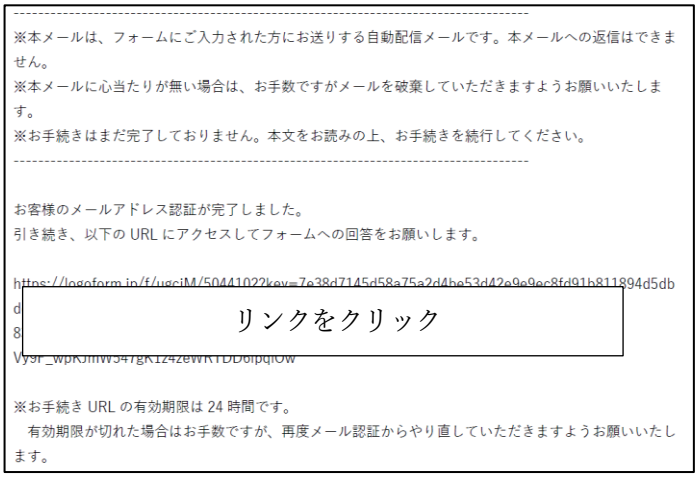

③ 納付先が、申請書類を提出する保健所名であることを確認した上で、申請者情報を入力してください。申請書類は、本フォームとは別に窓口や郵送等にて薬務水道課または所管の保健所・センターに提出してください。

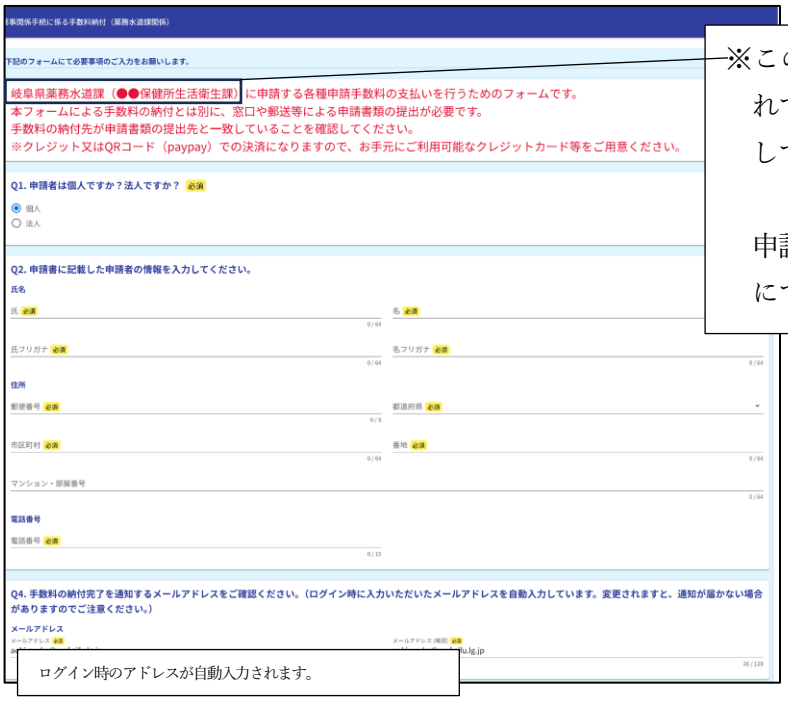

※このフォームを所管する窓口名が記載されていますので、申請書類の提出先と一致していることを確認してください。

申請書類の提出先については、以下リンクにてご確認ください。

④　申請内容を選択してください。

同一の店舗で同時に複数の許可申請を行う場合、手数料をまとめてお支払いいただくことが可能です。

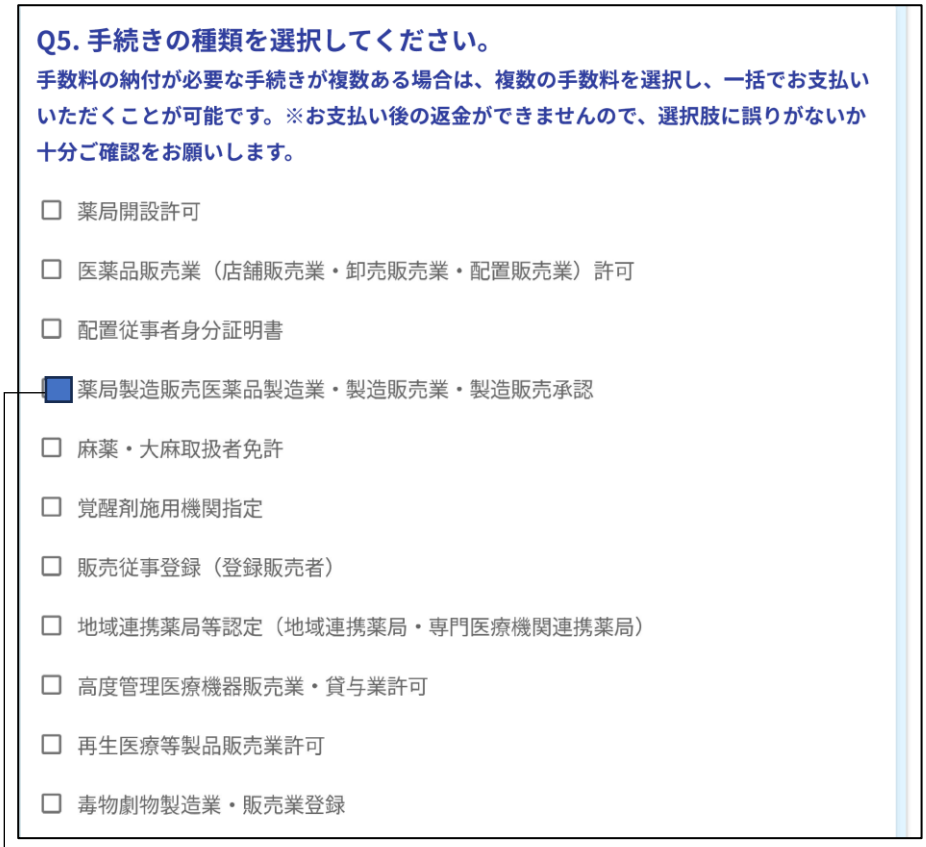

▶関係する「申請名及び手数料」が示されますので、該当する申請名を選択してください。

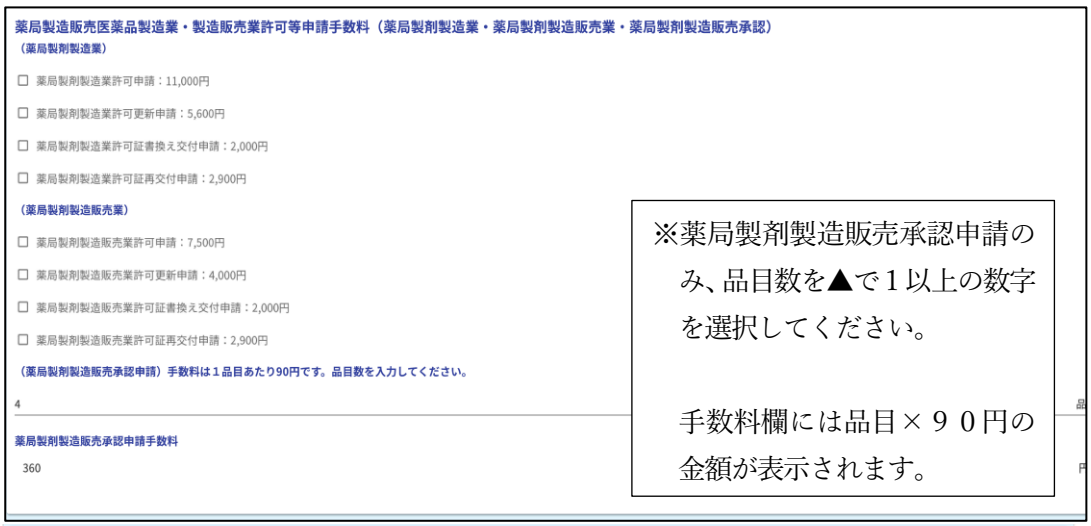

※薬局製剤製造販売承認申請のみ、品目数を▲で１以上の数字を選択してください。

手数料欄には品目×９０円の金額が表示されます。

選択後、「確認画面へ進む」を押してください。

⑤　画面上で選択した手数料が表示されていることを確認し、決済画面にお進みください。

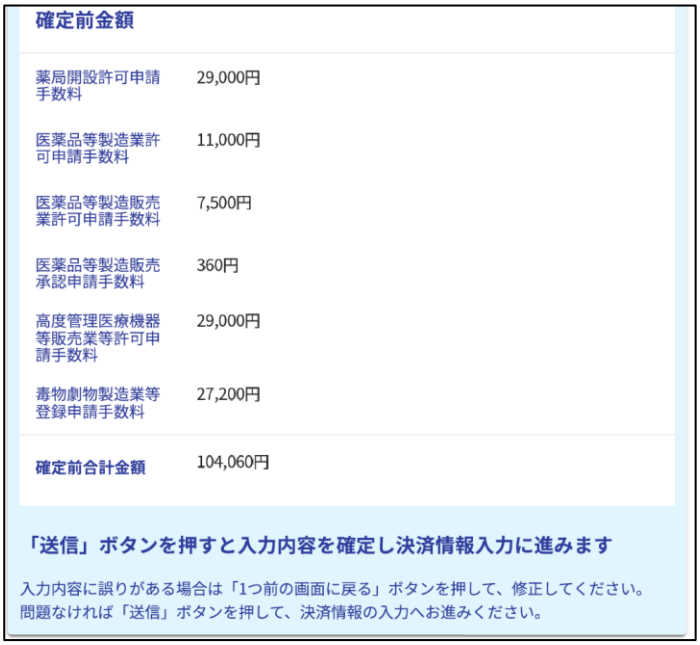

⑥　クレジットカードか paypay での支払いを選択し、決済画面にお進みください。

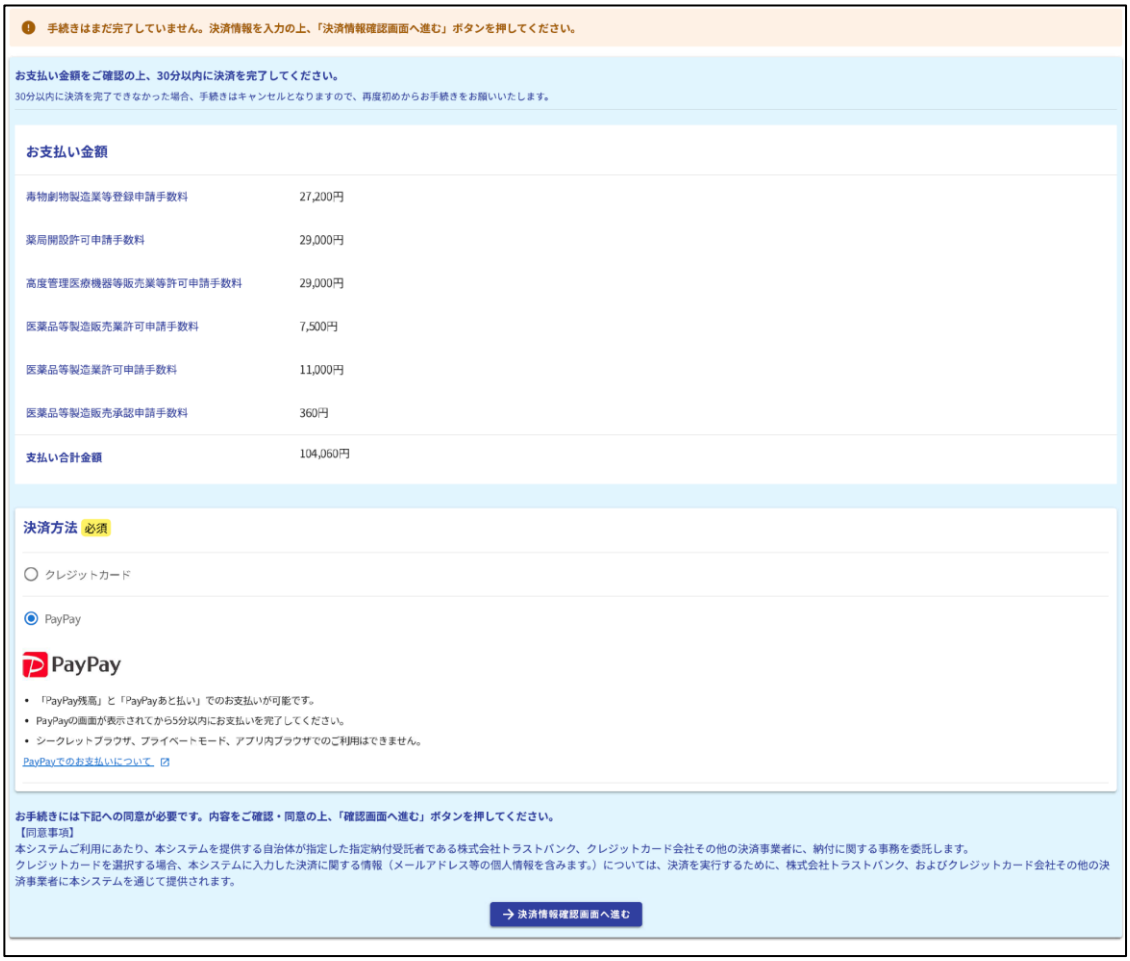

⑦　決済完了後、「手数料の納付が完了しました。申請書類の提出がお済みではない場合は、至急、薬務水道課（●●保健所生活衛生課）までご提出をお願いします。」と表示されます。

⑧　登録いただいたメールアドレスに「お支払い手続き完了のご案内」が届きますので、ご確認ください。オンラインフォーム又は、メール画面については、許可証等が交付されるまでは大切に保管してください。

件名:　【重要】お支払い手続き完了のご案内 - 【検証用】薬事関係手続に係る手数料納付（薬務水道課関係） [受付番号:NZ00000459]

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。

このメールは岐阜県健康福祉部薬務水道課の申請フォームより申込みをされた方に送信しております。

手数料の納付が完了しました。申請書類の提出がお済みではない場合は、至急、薬務水道課（●●保健所生活衛生課）までご提出をお願いします。

フォーム名:
【検証用】薬事関係手続に係る手数料納付（薬務水道課関係）

受付番号:
NZ00000459